

事務局だより

ご加入いただき有難うございました。

新規加入法人

(H29,7,1~H29,11,26 51社) 敬称略

法人名	所在地	代表者名	業種	支部名
(株)Addit	中央区水道町	江口 泰史	不動産業	城東第一
(株)太陽	中央区中央街	浅井 和子	食料品製造業	城東第二
九州産交リテール(株)	中央区花畑町	松原 靖	飲食、物販業	城東第二
九州BMサービス(株)	中央区花畑町	八別當 智	ビルメンテナンス業	城東第二
九州産交プランニング(株)	中央区花畑町	吉田 信一	広告代理店業	城東第二
EARTH FIELD合同会社	中央区船場町	丸尾 晋也	建設業	慶 徳
(株)KASSE JAPAN	中央区辛島町	有元 隆	コンサルティング業	慶 徳
(株)岡本繁樹商店	中央区本荘町	岡本 征己	金物卸業	向 山
(株)アサヒコンサルタント	中央区本山町	平江マサコ	保険業	向 山
(有)豆伸食品	中央区黒髪	中嶋 寛	豆腐製造、販売、卸業	黒 髪
倉崎商店(株)	中央区菜園町	倉崎 保広	畳、襖、内装業	黒 髪
(株)モアタイム	北区龍田	新道 欣也	建築業(リフォーム)	陳内・上龍田
M LINE(株)	西区島崎	森野 桂侍	電気通信業	城 西
(株)伸和住拓	西区野中	吉永 武郎	建築業	白 坪
(株)インシュアランス・クリエイト	南区江越	松田 晃三	保険業	日 吉 東
(株)健成園	南区荒尾	濱田 敏郎	健康食品販売業	日 吉 西
(株)濱田メディカル堂	南区荒尾	濱田 博司	健康食品製造業	日 吉 西
(株)タカキフーズ	南区近見	高木 葉	食品製造業	日 吉 西
(株)カワカミ	西区沖新町	川上 大介	農業	西 部
昇建設(株)	北区徳王	西村 保彦	建設業(土木一式)	北 部
志垣ホーム(株)	北区徳王町	志垣 泰洋	不動産賃貸業(貸倉庫)	北 部
Masters(株)	北区西梶尾町	後藤 健文	コンサルタント業	北 部
(株)岡商店	北区鹿子木町	岡 秀太郎	卸売業	北 部
(有)広畑ゴルフ	北区飛田	伊東 龍志	サービス業(ゴルフ練習場)	北 部
(有)サンエープランニング	北区徳王町	東坂 寿	保険コンサルティング、レンタカー、建設業他	北 部
(有)山家	南区会富町	生田 剛士	活魚卸業	飽 田
ハウズマルワ(有)	中央区琴平	岡本 令子	不動産業	琴 平
(有)サン・エス保険	南区御幸笛田	白石 和彦	金融業	御 幸
レイ・プロダクション(株)	中央区白山	林 涉	フラダンス教授・フラダンスイベント業	白山大江国府
(株)エス・アールコンサルタント	東区保田窪本町	村上 成二	サービス業(橋梁設計・測量、訪問介護)	保 田 窪
(株)匠工務店	中央区保田窪	山本 止	建設業	保 田 窪
(株)伍勝建設	中央区帯山	宮田 涼	建設業	帯 山
(株)コトウ工業	中央区帯山	古藤 善以	建設業	帯 山
岩元正樹税理士事務所	中央区水前寺	岩元 正樹	士業(税理士)	水前寺1
(株)ランズライフ	東区下江津	山崎 哲也	不動産業	江津出水
(株)リスカサテ・メト・ラボ・ラボリー-熊本支店	中央区神水	甲斐 大童	保険代理業・金融商品仲介業	神 水
税理士法人 松下税理士事務所	東区健軍本町	市來 悟	士業(税理士)	健 軍
大津孝典税理士事務所	東区佐土原	大津 孝典	士業(税理士)	西・東健軍
ゴリンコーポレーション(株)	東区三郎	吉村 和晃	飲食業	西・東健軍
肥乃国化成(株)	東区桜木	杉下 英雄	食品製造業	花 立
九州電設(株)	東区石原	穴井 憲義	電気工事業	鹿 帰 瀬
(株)ひかり	東区上南部	北村貴美子	建設業	上 南 部
OA通信サービス(株)	東区西原	川口 公二	小売業	新 南 部
エミナス農園(株)	益城町田原	住永 豊武	農業	益 城 町
(株)枝川工業	益城町古閑	枝川 巻雄	建設業	益 城 町
(株)九広	益城町広崎	鳥越 友和	建設業	益 城 町
クリーンエネルギー熊本(株)	甲佐町岩下	中島 憲行	太陽光発電業	甲 佐 町
林田総合企画	益城町杉堂	林田冬生男	太陽光パネル工事業	個 人
須崎総合設備	北区兎谷	須崎 雅昭	建設業	個 人
馬原農園	南区美登里町	馬原 公博	農業	個 人
新市街ニック	中央区新市街	大園 政美	飲食業	個 人

法人会会員の5つのメリット

会員だけの5つのメリットをご存じですか？

メリット	内 容
税知識の取得	<ul style="list-style-type: none"> ●税務研修会へ参加して税知識が習得できます。 ●新設法人会説明会に参加して法人税等の税知識が習得できます。
情報の吸収	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月第三木曜日に開催する実務セミナーに無料で参加できます。 ●異業種交流を通じて、幅広い人脈が構築できます。
社員教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●新入社員を対象とした合同入社式・研修会に参加できます。 ●簿記3級受講料40,284円の内19,164円の助成が受けられます。
福利厚生の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●経営者大型総合保険・ビジネスガードと契約できます。 ●制度商品は団体扱いであり、保険料の割引特典があります。 ●任意の地震保険は、一般より保険料率が低い保険料で加入できます。 ●婚礼の特典が受けられます。(ホテル日航熊本と提携) ●婚礼・レストランの特典が受けられます。(ザ・ニューホテル熊本と提携)
社会貢献活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ●社会貢献活動に参加することで社会的な企業イメージが高まります。

実務セミナーのご案内(期間:平成30年1月~3月、開始時間:13時30分~)

月 日	テ ー マ	講師名
1月17日(水)	会社を伸ばすための「経営・財務・税務講座」	生沼 寛隆
2月14日(水)	新人からベテランまで学べる「ビジネス文章力」スキルアップ講座	中山 佳子
2月20日(火)	契約実務への影響と対策「民法改正のポイントと実務」	近藤 英明
3月14日(水)	最新の税務調査を知る「税務調査の動向と節税対策セミナー」	星 叡

明けましておめでとうございます

会員の皆さま方には、健やかでさわやかな初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

法人会の運営及び広報活動につきましては、平素からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も会員の皆さま方の税に対する啓発活動や社会貢献活動を広く会報で取り上げ、さらに充実した内容になることを目指します。

本年が、皆さま方にとりまして、明るい希望に満ちた年になりますようにお祈り申し上げます。



広報委員一同

専務理事 田中 賢史
 事務局次長 山本 文代
 事務職員 上妻 純子
 宮崎 直美
 小山 美奈

1 法人会加入のお勧めを!

会員増強につきましては、平成30年3月末まで、支部長(理事)・組織委員の皆さまが一丸となって「Reスタート170運動」を展開し加入勧奨を行っていただいております。

会員の皆さま方におかれましても、法人会未加入の企業につきましては、加入のお勧めのご協力をお願いいたします。

2 法人会費納入にご協力を!

法人会は、会員の皆さまからの「会費」によって運営されております。

法人会費納入について、ご協力をお願いいたします。

会費の納入に便利な「口座振替」のご利用をお願いいたします。

詳しくは、事務局までご連絡ください。

平成29年分確定申告相談会場のご案内

【税務署が開設する申告相談会場】

管轄税務署	期間・受付時間	申告相談会場	電話番号
熊本西税務署 (中央、西、南、北区)	2月16日(金) ～3月15日(木)	熊本地方合同庁舎B棟2階 (西区春日2丁目10-1)	096-355-1181 ※自動音声案内
熊本東税務署 (東区)	※ 土曜、日曜を除く。 午前9時～午後4時	火の国ハイツ 県民総合運動公園入口 (東区石原2丁目2-28)	096-369-5566 ※自動音声案内

※ 申告相談会場は、原則、土曜、日曜日は開設しておりませんが、2月18日(日)及び2月25日(日)に限り上記の会場で開催します。

【地震等で家屋や家財等に被害を受けられた方を対象とした申告書事前作成会場】

震災により被害を受けられた方を対象に申告相談を実施します。

管轄税務署	期 間	受付時間	申告相談会場
熊本西税務署 (中央、西、南、北区)	2月1日(木) ～2月15日(木)	午前9時～午後4時	熊本地方合同庁舎B棟2階 (西区春日2丁目10-1)
熊本東税務署 (東区)	※ 土曜、日曜を除く。		火の国ハイツ 県民総合運動公園入口 (東区石原2丁目2-28)

※ 上記開催期間以降は「税務署が開設する申告相談会場」において確定申告の相談・申告書の受付を行います。

詳しくは、熊本国税局のホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。



【注意事項】

- ※ 「火の国ハイツ」に会場を開設する期間(2月1日(木)～3月15日(木)まで)は、熊本東税務署内では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。
- ※ 「熊本地方合同庁舎」の駐車場は限りがあり、混雑が予想されますので、お車での来場はご遠慮ください。(お車で来場されますと駐車場入場の待ち時間により受付時間(午後4時まで)に間に合わない場合もございます。)
- ※ 両会場は大変混雑しますので、申告書は、国税庁ホームページで作成し、e-Taxによる提出又は印刷して郵送等での提出が便利です。

医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の添付又は提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。

医療費等の領収書(医療費通知に係るものを除く。)について後日、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。

なお、平成28年分以前の確定申告については、従来どおり、医療費等の領収書の添付又は提示が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告書等作成コーナーで
「医療費控除明細書」も作成できます!!



作成コーナー 🔍

www.keisan.nta.go.jp

お問合せ先

熊本西税務署 (電話 355-1181)

熊本東税務署 (電話 369-5566)

※音声ガイダンスに従い番号を選択してください。